

意見書案 第 号

空き家対策の強化等を求める意見書

近年、人口減少社会の進展等により、全国的に空き家が増加している。平成25年に行われた住宅・土地統計調査によると、全国の空き家総数は約820万戸、空き家率は13.5%といずれも過去最高に達した。そのうち別荘などの二次的住宅や賃貸用又は売却用の住宅を除く、長期にわたって人が居住していない空き家は約318万戸と、この20年で倍増している。

このような中、平成27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）が全面施行され、市町が特定空家等と認めたものに対する除却、修繕、立木竹の伐採等に関する助言又は指導、勧告、命令に加え、行政代執行による強制執行が可能となった。

しかしながら、所有者が不明の場合に市町が略式代執行により行う除却、空き家の倒壊を防ぐ応急措置、空地の崩落防止措置については、市町の財政的な負担が大きい。また、法に基づく措置に要する標準的な期間や判断に関する基準が必ずしも円滑に運用されていない。

よって、国におかれては、所有者不明の空き家対策を強化するとともに特定空家等の除却の促進を図るため、下記事項に取り組みられるよう強く要望する。

記

- 1 所有者が不明となっている特定空家等への略式代執行については、市町の財政的な負担が大きいため、国庫補助を拡充すること。また、略式代執行による空き家の除却以外の応急措置及び周辺的生活環境に悪影響を及ぼしている空地の応急措置に対しても財政支援を行うこと。
- 2 今後も増加が見込まれる放置空き家への対応が円滑に行えるよう、法第14条の措置に要する標準的な期間や判断に関する基準等を明示するなど、ガイドライン等を充実整備すること。
- 3 所有者による円滑な空き家除却を促進するため、自主的に空き家を除却した後の土地について、市町の判断で、固定資産税・都市計画税の住宅用地特例を一定期間継続できるよう制度を拡充すること。
- 4 活用可能な空き家の利活用を図るため、市町が行う地域の活性化に資する施設への転用について財政支援を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣

} 様

兵庫県議会議長 黒川 治

意見書案 第 号

水素社会の実現に向けた取組の推進を求める意見書

近年、次世代のエネルギー源として注目される水素は、多様な資源からの製造が可能で、利用段階で二酸化炭素等の温室効果ガスを排出しないことから、エネルギー自給率の向上や環境負荷の低減に寄与するものと言われている。

政府は、昨年 12 月に定めた「水素基本戦略」において、2050 年を視野に入れて、国を挙げて水素利用に取り組むための方向性・ビジョンを示すとともに、2030 年までの行動計画を示したところである。

本県では、平成 27 年 5 月、水素関連企業や研究機関等とともに水素社会戦略研究会を設置し、水素を活用したエネルギーの地産地消、水素ステーションの整備促進、水素サプライチェーンの構築に向けた検討、県内企業の水素産業への参入促進などの取組を進めてきた。

しかしながら、水素を様々な分野で利活用する水素社会を実現するには、規制の見直しや技術開発等によるコスト低減、製造段階でのCO₂フリー化など、課題解決に向けて更なる取組が必要である。

よって、国におかれては、水素社会の実現に向けて、製造時に二酸化炭素を排出しない水素供給システムの構築に向けた技術開発などに取り組まれるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣
環境大臣

} 様

兵庫県議会議長 黒川 治

意見書案 第 号

旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書

昭和 23 年に施行された旧優生保護法は、知的障害を理由に本人の同意がなくても不妊手術を認めていた。同法は平成 8 年に障害者差別に該当する条文を削除して母体保護法に改正された。

厚生労働省によると、旧優生保護法のもとで不妊手術を受けた障害者らは約 2 万 5,000 人。このうち、本人の同意なしに不妊手術を施されたのは 1 万 6,475 人と報告されている。

本人の意思に反して手術が施されたとすれば、人権上問題である。また、同様の不妊手術を行っていたドイツやスウェーデンでは当事者に対する補償等の措置が講じられている。旧優生保護法のもとで不妊手術を受けた障害者らの高齢化が進んでいることを考慮すると、我が国においても早急な救済措置を講じるべきである。

よって、国におかれては、旧優生保護法による不妊手術の被害者救済のため、下記事項に取り組みられるよう強く要望する。

記

- 1 速やかに旧優生保護法に基づく不妊手術の実態調査を行うこと。
- 2 その際、個人が特定できる資料についても、当事者の心情に配慮しつつ、できる限り幅広い範囲で収集し、記録の保存ができるよう努めること。
- 3 旧優生保護法改正から 20 年以上が経過しており、関係者の高齢化が進んでいることから、被害者に対する的確な救済措置を一刻も早く講じ、早期解決を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
厚生労働大臣

} 様

兵庫県議会議長 黒 川 治

意見書案 第 号

AYA（思春期・若年成人）世代がん患者の妊孕性温存
への支援を求める意見書

AYA世代のがん患者は、治療時期が進学や就職、結婚、出産等と重なるなど世代特有の社会的・心理的問題を抱えており、こうした心身の負担を軽減し、罹患しても尊厳を持って安心して学び、働き、子供を持てる社会生活を営むことを可能とするため、積極的な支援が必要である。

AYA世代がん患者に対するがん治療を開始した場合、妊孕性が失われる可能性がある」と指摘されており、がん治療の前に、将来の妊娠に備えて卵子や精子等の生殖機能を温存する医療が注目されつつある。

日本癌治療学会が2017年7月に発表した診療ガイドラインでは、がん治療による妊孕性の消失が予想される、40歳未満で治療を開始した全てのがん患者に対し、医師は妊孕性に関わる告知と妊孕性を温存するべく適切な処置をすることを求めている。本県の県立病院においても、AYA世代のがん患者を中心に治療前の生殖機能の温存に関する情報提供を行い、希望する患者には、卵巣等の採取・保存を実施する兵庫県がん・生殖医療ネットワークに紹介する取組を行っている。しかし、治療に伴う生殖機能等への影響など、世代に応じた問題について、医療従事者が患者に対して行う治療前の正確な情報提供は十分とは言えない。

また、情報不足やがん治療に加えて生殖機能を温存するための費用がかかるなど、経済的負担が大きいため、将来の妊娠に備えて卵子や精子等の生殖機能を温存する医療を受けられない患者があることから、その対策は急務である。

よって、国におかれては、AYA世代がん患者の妊孕性温存に係る支援を充実・強化するため、下記の事項に取り組みされるよう強く要望する。

記

- 1 生殖機能を温存する医療に要する費用の助成制度の創設など経済的支援を整備すること。
- 2 生殖機能を温存する治療に係る情報提供や相談支援が適切に行われるよう対策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

} 様

兵庫県議会議長 黒川 治

意見書案 第 号

公共建築物等における国産木材の更なる利活用を求める
意見書

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が制定されたことにより、公共建築物の木造建築化が推進されることとなった。また、平成30年度税制改正大綱において、森林環境税（仮称）が平成31年度に創設され、森林整備や木材利用の促進等の費用に充てられることとされた。兵庫県でも平成29年4月に兵庫県立森林大学校が開設され、平成29年6月には「兵庫県県産木材の利用促進に関する条例」が議員提案条例として制定された。これにより、県産木材の利用促進を図り、林業の担い手の育成を行い、林業従事者にとって持続可能な森林経営が期待される場所である。しかし、実際には、地元材をはじめとする国産材の利用がまだ十分ではないことから、持続可能な森林経営が可能なレベルにはなっていないのが現状である。

日本の森林を守り持続可能な林業経営を可能とするには、国産材の安定供給体制の構築に加え、新たな木材需要の創出を図ることが重要である。

よって、国におかれては、公共建築物及び民間建築物における国産材（地元材）の更なる利活用のため、下記事項に取り組みられるよう強く求める。

記

- 1 公共建築物の木造化・内装木質化や森林地域と都市との連携による木材供給などの取組が円滑に進められるよう、情報提供や助言等を積極的に行うこと。
- 2 公共建築物の整備に関する関係省庁の補助事業において、木材利用を行う施設に係る補助率のかさ上げ、基準単価の見直し、優先採択等の取組を推進すること。
- 3 CLT（直交集成板）や木質耐火部材等の新たな木質部材や木材製品、木造建築技術、土木事業等での利用技術の開発と普及、木造の設計・建築技術者等の人材育成に対する支援の拡充を図ること。
- 4 民間事業者が施設整備にあたって木材を積極的に利用できるような取組に対する支援策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣

} 様

兵庫県議会議長 黒川 治

意見書案 第 号

障害者スポーツ振興への更なる支援と環境整備を求める
意見書

障害者スポーツの振興は、障害者の社会参加や障害者への理解促進に向けて重要な取組であり、国では、平成29年3月に「第2期スポーツ基本計画」を策定し、障害者をはじめとする多様な人々がスポーツを通じて社会参画することによる共生社会の実現を目指し、取組を推進している。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、これらの実現に向けた取組を一層促進していく契機として期待される。

よって、国におかれては、東京オリンピック・パラリンピックを契機として障害者スポーツ振興に向けた取組を更に充実するため、下記事項についての措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 障害者が優先的に利用できるスポーツ施設を増やすなど、障害者がスポーツに参加及び観戦できる環境を更に整備促進すること。
- 2 地方自治体による障害者スポーツ振興に関する取組に対して財政措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
スポーツ庁長官

}

様

兵庫県議会議長 黒川 治

意見書案 第 号

被災者生活再建支援法の早期見直しを求める意見書

被災者生活再建支援法は、本年5月22日をもって公布から20年を迎えた。

阪神・淡路大震災の被災者への公的支援を求める市民運動が展開されたことが、1998年5月に議員立法で成立させる後押しとなった。

成立後から、全国の被災地の声を受け、2004年、2007年と2度の法改正で、支給額が上限300万円に引き上げられ、使途制限、年収・年齢要件が撤廃されるなど改善されてきた。

これまで72の災害で約26万世帯、計4,388億7,400万円（2018年4月末現在）が支給され、災害が相次ぐ日本において、個人の生活再建を支える上で、なくてはならない法制度となっている。

一方で、同じ災害でも支援を受けられない地域が出る不均衡が生じることや、半壊世帯は支援対象となっていないといった課題もある。

災害による復興の最優先課題は被災者の生活再建である。そのために、被災者生活再建支援法の更なる見直しが求められる。

よって、国におかれては、上記の状況を鑑み、下記のとおり被災者生活再建支援法を早期に見直すよう強く要望する。

記

- 1 支援対象を半壊世帯にも拡大すること。
- 2 1市町村10世帯以上、1都道府県100世帯以上が全壊する等の支援法の適用要件を見直し、すべての被災区域が支援の対象となるようにすること。
- 3 財源について、現在、都道府県拠出の基金で支出した半額を国が補助するというになっているが、より一層の国の財政負担の拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
内閣府特命担当大臣（防災）

} 様

兵庫県議会議長 黒川 治